

春日井市都市景観形成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 春日井市都市景観条例（平成6年春日井市条例第23号。以下「条例」という。）第26条の規定による助成に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象)

第2条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる行為（以下「助成対象行為」という。）を行おうとする者とする。ただし、同一の助成対象行為により春日井市が定めた他の助成金の交付を受けようとする者は、この要綱に基づく助成金の交付を受けることはできない。

- (1) 条例第15条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる行為で、条例第13条第1項の都市景観形成基準に適合するもの
- (2) 条例第18条第1項の規定により指定された都市景観形成建築物等の保存等に係る行為
- (3) 条例第23条第1項の規定により認定された都市景観市民団体が行う都市景観の形成を推進する行為
- (4) その他都市景観の形成に寄与すると認められる行為

(助成金)

第3条 助成対象行為に対する助成対象経費の種類、助成率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 第2条第1号、第2号及び第4号に係る助成金の交付を受けようとする者が規則第3条の規定により、助成金交付申請書に添付すべき書類は、同条各号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 工事設計図書
- (2) 工事見積書

(3) 現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、第2条第1号及び第4号に規定する助成対象行為の交付申請があったときは、春日井市都市景観形成助成審査会の意見を聴いて、交付の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、規則第10条の規定による交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、助成金実績報告書に別表第2に定める書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成22年10月1日から当分の間、この要綱の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市都市景観形成助成金交付要綱に基づく助成については、市長が必要があると認めるときは、市の財政状況を勘案した上で、所要の措置を講ずるものとする。

春日井市都市景観形成助成金交付要綱の一部を改正する要綱

春日井市都市景観形成助成金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 平成 22 年 10 月 1 日から当分の間、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市都市景観形成助成金交付要綱に基づく助成については、市長が必要がある認めるときは、市の財政状況を勘案した上で、所要の措置を講ずるものとする。